

# 令和7事業年度監事監査報告



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）

令和8年6月2日

## 監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員等会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、機構の本部及び各支部において業務、財産の状況及び防衛大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、当機構の資本の額その他の経営の規模が通則法第39条第1項の「政令で定める基準」に該当せず、会計監査人の監査が実施されていないことから、監事において会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### II 監査の結果

#### 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

## 2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

また、内部統制システムに関する機構の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

## 3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

## 4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

i) 給与水準の状況、ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、iii) 機構の長の報酬水準の妥当性、iv) 保有資産の見直しについては、適正、適切又は妥当であると認める。

## IV 全般的な意見

業務上のミスが相次いだ一年であった。

全体として法令及び規則に基づき概ね適正に処理されているものの、事務処理上の誤りや不備等が散見され、かつそれが一定程度継続的に発生している点は看過できない状況である。

これらのミスの背景として、業務量に対する人員体制の不足感や、担当者個人に依存した業務運営の実態が認められ、現場における負担感の増大が影響しているものと考えられる。また、再発防止策として講じられているダブルチェック等の対応は一定の効果が期待されるものの、人的負担の増加を伴ういわゆる人海戦術に依拠した対策にとどまっており、根本的な解決には至っていない。

このような状況を踏まえ、単なる個別ミスの是正にとどまらず、組織的かつ構造

的な観点からの改善が必要である。具体的には、業務プロセスの見直し・標準化、AI導入も含めた真の電子化による自動化・効率化、リスクの高い業務に対する重点的な内部統制の強化、並びに適正な人員配置の検討等を通じ、ミスが発生しにくい業務体制の構築を図るべきである。

あわせて、ミスの発生状況を組織全体で共有し、原因分析と改善策の検証を継続的に行う仕組みを整備することにより、組織としての学習機能を高める事が肝要。理事長の改革意欲を削ぐことの無いよう、職員は一層の成長に努められたい。

令和8年6月2日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

監事

井村和夫

監事(非常勤)

菱山園子